

第 32 期目録委員会記録 No.19

第 19 回委員会

日時：2010 年 12 月 11 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、東、木下、酒見、高橋、鴫田、平田、古川、本多、横山、渡邊
<事務局>磯部

[配布資料]

1. アンケート調査の集計（概要）（5 枚-A4、酒見委員）
2. 国立国会図書館典拠関連基準・マニュアル類（横山委員）
 - ・国立国会図書館における典拠管理関係の各種マニュアルについて（2 ページ-A4）
 - ・国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版第 部標目」適用細則について（15 ページ-A4）
 - ・個人名標目の選択・形式基準（17 ページ-A4）
 - ・団体名標目の選択・形式基準（2007 年版）（23 ページ-A4）
 - ・個人名標目における「をも見よ」参照採用基準について（1 ページ-A4）
 - ・団体名著者標目実例集（68 ページ-A4）
 - ・地方公共団体の変化に伴う団体名標目の扱いについて（9 ページ-A4）
 - ・地方公共団体設置の博物館・美術館標目マニュアル（5 ページ-A4）
 - ・特別区の設けた審議会等の取り扱い（[3]ページ-A4）
 - ・著者名典拠目次（1 ページ-A4）
 - ・国立国会図書館件名作業指針（15-23 ページ-A4）
3. [NII コーディングマニュアル 第 8 章～第 14 章 典拠レコードの部分]
（1 部-A4、高橋委員）
4. ISBD Area0 と NCR 資料種別との対応について（2 ページ-A4、東委員）
5. RDA の著作および表現形に関わる条項（第 6-7 章）一覧（2 ページ-A4、古川委員）
6. 第 32 期目録委員会記録 No.17（案）（3 ページ-A4、事務局）
7. 第 32 期目録委員会記録 No.18（案）（3 ページ-A4、事務局）

[報告事項ほか]

1. 第 17 回記録（資料 6）と第 18 回記録（資料 7）について確定した。
2. 目録の作成と提供に関する調査の集計状況について
酒見委員より、重複等により除外した図書館があったこと、大学校は共同利用機関と一緒に集計する扱いとした等の報告があった。現在、公共図書館の分館のデータについ

て、本館のデータにまとめる作業を行っており、その作業が終了後、質問項目ごとの単純集計を手分けして行う予定である。また、問 10 の自由記述についての一覧が示された（資料 1）。今後のスケジュールとして、来年夏頃までに全体案をまとめる目標が示され、次回委員会に、集計結果の報告と、その後の進め方についての案を提出することにした。

3. 国立国会図書館における典拠データの扱いについて、横山委員より配布資料の全体構成が説明され、その後、各資料の要点と具体例として以下の点が示された。

- ・ NCR と違う点としては、標目の表し方が「基本形（漢字形）」「カタカナ形」「ローマ字形」の三つで一組であることがあげられる。
- ・ 団体名著者標目の実例では、大学のプロジェクト研究所の扱いや、保育園と幼稚園のとり方の違いと両者の合体による扱いなどの検討課題がある。
- ・ 統一タイトルについては、件名作業指針で件名として触れているが、このことは標目を検討する上で参考になるだろう。また和古書の統一標目例は、アクセスポイントとしての検索の便のための運用として機能している側面がある。
- ・ 家族名についてはまとまった規定がないが、家族名の同名識別のしかたや、家族に属する個人との参照関係をどう規定するかといった課題もある。

そのあと、以下の質疑応答と意見があった。

- ・ 例えば大学のプロジェクト研究所の例や、組織の下部組織に関しては、名称がしっかりしていれば標目となるという考え（名称原理）があるが、そのあたりの大元の考え方は定まっておらず、NDL としてその考え方を明文化したものは無い。
- ・ 家族名と個人名の関係は RDA に例があるので参考になろう。

4. N I I の典拠の部分のコーディングマニュアルについて、高橋委員から説明があり、要点として、以下の点が示された。

- ・ 書誌レコードと典拠レコードとのリンクはオプションになっており、作成する図書館によってはリンクを必要としない場合もある。
- ・ 団体名の下部組織は、資料の記述にしたがって最下部まで採ることが原則である。

これらに対して、組織の上部組織と下部組織の中間がわからない場合はわかるころまでとるよう運用されているらしい、統一タイトルのところでの音楽資料と複合形の運用について、付記事項のカッコ書きの扱い、ヨミの違いと識別要素との関係やヨミの違いと典拠の参照形の扱い、といった点について、質疑応答が交わされた。

5. 原井委員長から、TRC のマニュアルが紙媒体で届いたとの報告があり、典拠の部分について次回委員会で検討することとなった。

[検討事項]

1. ISBD Area0 と NCR 資料種別との対応について

東委員より資料説明があり、この資料は RDA の content type と Area0 の content form とのマッピングに、NCR の資料種別との対応をあててみたものであるとの報告があった。これに対し、以下の質疑応答があった。

- ・ RDA の部分の three-dimensional form が 2 種類あるが、object の方は博物資料になるだろうが、もう一方の image は静止画資料とも言えず NCR にない範疇のものであろうか。
- ・ still image と tactile image の違いは何か。
- ・ tactical notated movement とは何か。舞踊の振り付けの類を何らかの記号で記録したもののか。
- ・ text の NCR の項の「継続資料」は削除すべきではないか。

この件については、新 NCR で資料種別を章立てにすることを考えているわけではないが、これらをエレメントとして想定し、引き続き作業を継続していくことが確認された。

2. RDA の著作および表現形に関わる条項（第 6-7 章）一覧について

古川委員より、資料の説明があった。

- ・ 第 6 章は、統一タイトルに関わる著作・表現形に関する典拠形アクセスポイントを規定する章で、6.2 は言わば裸のタイトル、6.3/6.13 はそれに何を付け加えて識別し形を整えるか、その付け加えるべきもの、6.27 はこれらをどう組み合わせるか、という規定である。
- ・ AACR2 第 21 章の基本記入標目の選択に関する規定が、姿を変えて 6.27.1.2 /1.8 とし
て含まれている。
- ・ 第 7 章は、著作や表現形の記述に必要なエレメントが規定されている。
- ・ 著作や表現形に関わるエレメントは、大きく次の 3 つに分けることができる。

典拠形アクセスポイントを構成するエレメント 典拠形アクセスポイントを
支援するエレメント 著作や表現形を記述するエレメント

これらの説明を受け、原井委員長から「標目についての実装レベルでの自由度は必要で、NCR の構成としてこれらをどう取り入れていくかが課題である」との発言があった。

3. その他

(1) 書誌階層規定に関連して以下のことが論議された。

- ・ 「タイトルと思えないようなものをタイトルとするようなルール作りはしない」とは
どういうことか 例えば最小単位の「補遺」というような各巻タイトルを本タイ
トルにはしないということである。
- ・ 基礎レベルでの、継続資料のタイトルのとり方は、図書と違った面もあって難しく、
要検討である。

(2) 現 NCR の個人標目の部分に対して、以下の意見があった。

- ・ 現 NCR の 23.2.1.1 と 23.2.1.2 は「標目の形」ではなくて、複数の形からの選択の問題ではないだろうか。
- ・ 23.2.1.3 付記事項は「標目の形」ではあるのだが、最後に移すほうが良い。
- ・ 23.2「標目の表し方」は「標目の表記」としたほうが良い。また「表す」と「表記する」の違いや、「よりどころ」といった言葉の使い方についても整理が必要である。